

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和2年12月 1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
川島町  
川島町長 飯 島 和 夫

埼玉県川越市新宿町1丁目17番地17号  
乙 埼玉県川越比企地域振興センター  
所 長 目 良 聡

## 2-58 水害時における川島町災害対策本部の東松山地方庁舎への移設に関する覚書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉県東松山県税事務所（以下「乙」という。）は、水害時における川島町災害対策本部の東松山地方庁舎への移設に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、水害により川島町災害対策本部の機能を町外へ移設する必要があるとき、乙に対し、乙の管理する東松山地方庁舎の使用の許可を申請し、乙は、県の業務に支障が生じない範囲でこれを許可するものとする。

（使用許可）

第2条 甲は、川島町災害対策本部の機能を移設する必要があるとき、使用したい施設の範囲、想定される使用期間などについて、乙に対し口頭又は文書により要請する。

2 乙は、要請に基づき、施設の状況等を確認し、甲に対し速やかに使用の可否を回答する。

3 乙が使用可と回答したときは、甲は速やかに埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）等に基づく使用許可申請を行う。

（使用許可の範囲）

第3条 使用許可の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	東松山地方庁舎
所在地	埼玉県東松山市六軒町5番地1
使用範囲	共用会議室4室 ①大会議室A②大会議室B③小会議室④厚生室 (①・②は連結可能)
	庁舎駐車場（公用車用）
面積	①61.33㎡②61.33㎡③42.88㎡④62.00㎡

2 乙は、前項の事項に変更が生じる場合、又は長期的に使用不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年埼玉県条例第17号）の規定により、施設の使用に伴う管理費を負担する。

（原状回復）

第5条 甲は、使用期間終了時には、甲の負担により原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和2年12月 1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
川島町  
川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市六軒町5番地1  
埼玉県東松山県税事務所  
所 長 戸 田 健 一

### 3 図表類等

#### 3-1 無線通信施設の現況

##### 1 埼玉県防災行政無線

令和2年4月1日現在

無線(固定局)の系統	設置場所	設置数	備考
衛星系	川島町総務課内	1	
地上系	”	1	

##### 2 川島町防災無線

無線局の区分		設置場所	設置数	備考
移動系	移動無線	消防団、総務課他	40	
固定系	基地局(親局)	川島町総務課内	1	
	子局	設置場所一覧参照	28	
	戸別受信機	町総務課・川島消防署他	約4,000	

##### 3 消防無線(川越地区消防組合 川島消防署分)

無線局の区分		設置場所	設置数	備考
陸上移動局		川島消防署 消防車両	6	車載型
		川島消防署	1	可搬型
		”	6	携帯型
		消防団車本部	2	可搬型
		消防団本部・各分団	9	携帯型

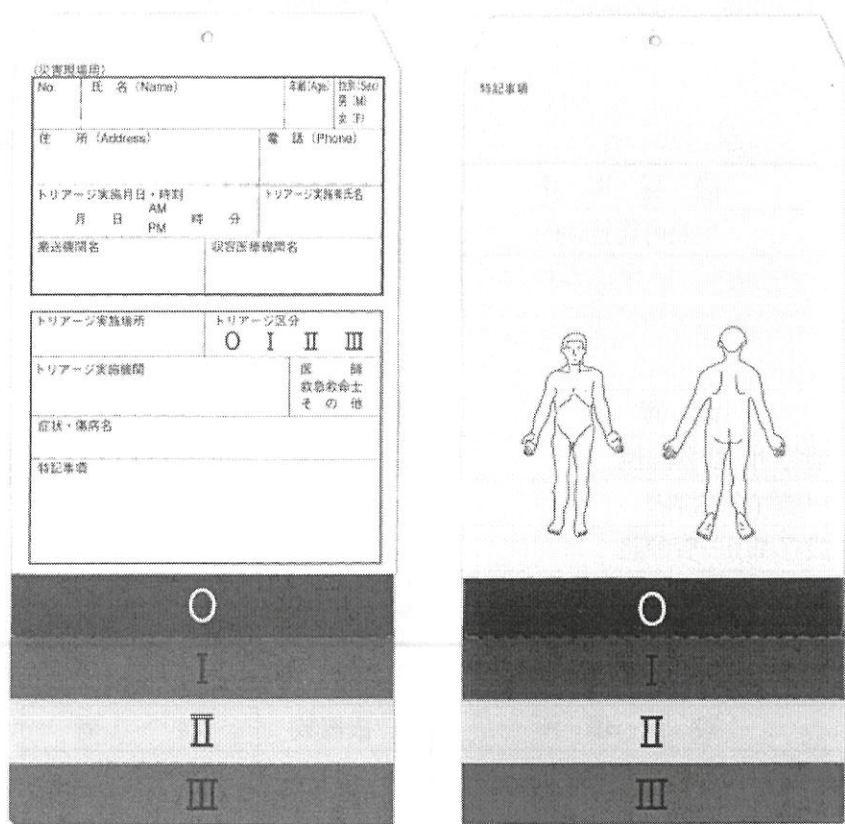
#### 3-2 防災無線固定系屋外拡声子局設置場所一覧

令和3年4月1日予定

No.	管理番号	所在地	名称	No.	管理番号	所在地	名称
1	1	平沼 1258	平沼 1	15	1 5	谷中 251	谷中
2	2	白井沼 219-2	白井沼	16	1 6	鳥羽井 369 付近	鳥羽井 2
3	3	白井沼 907	紫竹	17	1 7	芝沼 2 付近	芝沼
4	4	釘無 108-1 付近	釘無	18	1 8	北園部 294-2	北園部
5	5	表 402-3	吉原	19	1 9	正直 724-1	正直 1
6	6	出丸下郷 399-1	出丸下郷	20	2 0	戸守 477 付近	南戸守
7	7	曲師 144 付近	曲師	21	2 1	長楽 274 付近	長楽
8	8	上大屋敷 144	大屋敷	22	2 2	中山 1317-1	上廓
9	9	出丸中郷 1955	馬場	23	2 3	八幡 5-10 付近	八幡
10	1 0	上八ツ林 263-2	上八ツ林	24	2 4	中山 2168	中山久保
11	1 1	下八ツ林 923	川島町役場	25	2 5	上伊草 1020-1	伊草久保
12	1 2	畑中 341	畑中 1	26	2 6	伊草 230	伊草
13	1 3	三保谷宿 357-2	三保谷宿 1	27	2 7	角泉 132-2	角泉
14	1 4	下小見野 755	下小見野	28	2 8	伊草 744-1	飯島



### 3-3 トリアージタグ



### 3-4 川島町土地改良区所有井戸一覧

令和2年4月1日現在

No.	名称	所在地	建物構造	規模等
1	一丁田井戸	中山 770-1	ブロック垂鉛葺	渦巻ポンプφ125、井戸φ125、深度 73.5m
2	内袋井戸	南園部 11-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度 90m
3	吹塚 2号機井戸	吹塚 241-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度 31m
4	吹塚 7号機井戸	吹塚 732-5	ブロック垂鉛葺	渦巻ポンプφ65、井戸φ65、深度 30m
5	正直井戸	正直 596	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 60m
6	前田井戸	正直 553	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 50m
7	北戸守第 2号井戸	戸守 630	ブロック垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 60m
8	南戸守第 1号井戸	戸守 316-3	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 60m
9	南戸守第 2号井戸	戸守 135-2	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ80、井戸φ80、深度 30.0m
10	南戸守第 5号井戸	戸守 237-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100
11	南戸守共同井戸	戸守 334-2	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 66m
12	昭和第 1号井戸	上伊草 545-1	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 50m
13	昭和第 2号井戸	上伊草 448-1	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 40m
14	昭和第 13号井戸	下伊草 411	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 50m
15	下廊機械揚水第 3号井戸	上伊草 611-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度 30.0m
16	下廊機械揚水第 6号井戸	上伊草 1746-1	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 34m
17	荒神前揚水場	戸守 553	建物無	3 インチヒューガルポンプ
18	昭和第 2基幹井戸	角泉 551-1	鉄骨垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度 50m

令和2年4月1日現在

## 1 国指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
重要・建造物	廣徳寺大御堂	表 76	廣徳寺	S25. 8. 29 (旧国宝) S13. 7. 4
重要・建造物	旧遠山家住宅	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	H12. 2. 15 (重文) H30. 8. 17
	東棟			
	中棟			
	西棟			
	土蔵			
	茶室			
	寄付待合			
	長屋門			
	庭門及び内塀 裏門及び外塀			
重要・絵画	紙本著色三十六歌仙切(頼基) 佐竹本	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S25. 8. 29 (旧国宝) S11. 5. 6
重要・書跡	寸松庵色紙伝紀貫之筆	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 6. 27
重要・工芸品	秋野蒔絵手箱	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 12. 18
重要・書跡	源頼朝筆書状	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 12. 18
重要・絵画	絹本著色春靄起鴉図	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S54. 6. 6
重要・絵画	紙本著色布晒舞図 英一蝶筆	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	H20. 7. 10 (重要美術品) S8. 7. 25

## 2 県指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
有形・絵画	叔悦禅師頂相	表 9 (県博に寄託)	養竹院	S39. 3. 27
有形・古文書	道祖土家文書	下八ツ林 296 (県文書館に寄託)	道祖土悟 氏	S43. 3. 29
有形・絵画	紙本着色達磨図信方印	表 9 (県博に寄託)	養竹院	H11. 3. 19
有形・絵画	絹本着色太田資頼像	表 9 (県博に寄託)	養竹院	H11. 3. 19

### 3 町指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
民俗・有形民俗文化財	道祖神	吹塚 830	八幡神社	S36. 1. 25
有形・工芸品	鰐口	下八ツ林 586	薬師堂保存会	S36. 1. 25
有形・彫刻	地藏菩薩立像	平沼 627	飯島新平 氏	S36. 1. 25
有形・古文書	小美濃郷検地帳	上小見野 517	長谷部秀幸 氏	S36. 1. 25
有形・彫刻	薬師如来坐像	下八ツ林 586	薬師堂保存会	S36. 1. 25
有形・考古資料	石棺	白井沼 230	川島町	S36. 1. 25
民俗・無形民俗文化財	伊草獅子舞	伊草 225-2	伊草獅子舞保存会	S46. 3. 26
有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	吹塚 23	西見寺	H01. 10. 26
有形・彫刻	木造聖観音坐像	中山 1209	正泉寺	H01. 10. 26
有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	中山 1198	金剛寺	H01. 10. 26
有形・歴史資料	算額	下小見野 134	光西寺	H10. 9. 10
民俗・無形民俗文化財	下廓囃子	上伊草 683	下廓囃子連	H29. 2. 22
民俗・無形民俗文化財	飯島囃子	飯島 53-2	飯島囃子連	H29. 2. 22
民俗・無形民俗文化財	角泉囃子	角泉 58	角泉囃子連	H29. 2. 22

### 4 国登録有形文化財

名 称	構 造	大きさ	登録年月日
鈴木家住宅主屋	木造平屋建（一部二階建） 茅葺	207 m <sup>2</sup>	H28. 11. 29
鈴木家住宅土蔵	土造二階建 瓦葺	40 m <sup>2</sup>	H28. 11. 29

### 5 県選定重要遺跡

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
重要遺跡・史跡	稻荷塚古墳群	下小見野	川島町	S44. 10. 1



3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和元年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は世紀の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から 教科書 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500 円以内 一時保存： ・既存建物借上費：通常の実費 ・既存建物外：1体当たり 5,400 円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	